

# JARL福井県登録クラブ代表者会議報告書

文責 支部長 JA9CD 柳原 一成

実施日時 平成27年4月25日(日) 10時00分～15時20分

場 所 福井市和田 中部特機産業(株)福井店 2F会議室

(登録クラブ番号順・敬称略)

参加者	地方本部	地方本部長	JA9BHE	柴田 雄司
	支部運営	支部長	JA9CD	柳原 一成
	登録クラブ	JARL 若狭クラブ	代表 JA9JtF	大谷 和博
	“	JARL 敦賀クラブ	代理 JA9GAN	和瀬田 晃
	“	JARL 大野クラブ	代表 JA9EEH	松野 和夫
	“	JARL 坂井クラブ	代理 JH9LGZ	小林 孝治
	“	JARL 今立クラブ	代理 JH9HEC	高野 吉宏
	“	えちぜん鉄道アマチュア無線クラブ	代表 JF9MNM	大嶋 政広
	“	福井大学クラブ	代表 JA9AOB	銅子 賢治
	“	越前移動無線クラブ	代表 JF9EDA	山本 直樹
来賓	招聘出席	JARL 副会長	代理 JF9LRS	安本 実
	“	社員 (福井県選出)	JA9BOH	前川 公男
	“	北陸レディオスポーツクラブ	JA9SZN	竹本 宇宏
参加者	傍聴出席	JARL 坂井クラブ	JR9ECD	森下 茂
	“	JARL 今立クラブ	JF9HJQ	小川 道明
	“	福井あすなろ倶楽部	JA9RGU	津田 喜一
	“		JA9JXC	大橋 勲



会議の風景 1

開催の告知は、平成 27 年 3 月 28 日福井県支部登録クラブに下記、議題を附して開催を案内しました。

- 議題 (1) 支部事業報告と支部スタッフのご紹介
- (A) 地方本部会議の報告 (新・旅費規程について)
  - (B) 支部配分予算
- (2) JARL 90 周年記念事業と特別記念局について
- (3) 特別局 8J9ONO の運用を終えて
- (4) 27 年度支部事業の実施計画について
- (A) 福井ハムアカデミーの実施
  - (B) クラブ移動運用 (アワード支援)
  - (C) 夏休み 親子ラジオ製作教室
  - (D) 北陸ハムフェスティバルの実施
  - (E) アンテナ講習会
- (5) 登録クラブの現況と活動について
- (6) JARL に対する要望など、その他

支部長挨拶、ホームページで掲載の通り、「福井ハムアカデミー上級講習会」が JARL の 90 周年会員増強事業に採用されました。

この会議は日曜日の開催が恒例となっていました但明日、日曜日が一回目の日程となっていましたのでやむなく土曜日の開催となりました。

前回の会議以降未定の担当役員が決まりました。支部ホームページに掲載しています。

敬称略

監査指導委員長	JA9EEH	松野 和夫	JARL 大野アマチュア無線クラブ
運営委員 (会計担当)	JH9LGZ	小林 孝治	JARL 坂井クラブ
運営委員 (ホームページ担当)	JJ3XAB	富加見 俊哉	社南地区防災アマチュア無線クラブ
運営委員 (総務・事業担当)	JF9NDY	矢部 鶴雄	福井あすなろ倶楽部
運営委員 (アワード委員会・委員長)	JA9A0B	銅子 賢治	福井大学クラブ

(1) 北陸地方本部会議のご報告と質疑。

3 月 14 日 10 時より 日本赤十字富山支部会議室で開催され、支部長が出席しました。

今日は、本部長がご出席ですから直接、お話をお願いしました。

- (1) 北陸地方本部長の挨拶
- (2) QRP、Day 特別記念局運用 8J9VLP 石川県支部で実施 北陸 3 県に移動運用
- (3) 第 66 回全国植樹祭 8J9G 5/18~6/30 運用の準備中
- (4) JARL 創立 90 周年記念行事

平成 27 年 (2015 年) 6 月からの「1 年間」を、JARL 創立 90 周年を迎える年とし、創立 90 周年記念行事を実施します。

特別記念局 8J90Y 6 月 18 日から 28 年 6 月 17 日までの 1 年間の予定で、準備中です。

50W の移動する局で北陸 3 県の持ち回りになります。

福井県の担当は、北陸ハムフェスティバルの開催に合わせて 8 月からのスタートとなる見込みです。

- (5) 例年、北陸ハムフェスティバルは後ほどの議題でお願いします。
- (6) ARDF 北陸大会を、秋 10 月頃に開催を予定しています。

これも北陸 3 県、担当を持ち回りでバックアップを御願ひしています。

今年の会場は福井県になっているので事業担当の JA9BJS 俵さんと連携の上よろしく御願ひします。

ARDF北陸大会について。

JA9BJS 俵さんは北陸レディオスポーツクラブ（石川県支部登録クラブ）の代表者のかたで、3月14日にARDF北陸大会の開催について同クラブで実施に至るまでの計画を検討されていました。

出席の同クラブ森下茂さんから説明を聞きました。

日程が2案出ましたが、相談の結果本部長の発声で10月18日（日）に小浜地域で開催することに決まりました。

委細は、JR9ECD 森下さんが北陸レディオスポーツクラブ及び敦賀クラブと連絡を取りながら計画をすすめることになりました。



会議の風景2

議題 (1) の(2) 支部配分予算について

福井県支部への予算配分額は ¥160,000.- と地方本部から提示されました。

内訳

① 会員数割 442名 x ¥110.-

② 均等割 100,000.-

③ 会員増強 活動費 10,000.-

・①②③の合 計額を配分、端数は万円単位で繰り上げ-

### 旅費に関する内規について

議題が前後しましたが、地方本部会議で旅費規程が決定されたことに習って、県支部の旅費規程を制定しました。（連盟役員旅費規程・第11条）

新旅費規程は本年度4月1日から発効することになります。

条文は文末に記載します。

## 議題（２） JARL 90周年記念事業と特別記念局について

6月18日から28年6月17日までの1年間。特別記念局 8J90Yが予定されています。  
登録クラブ会員をはじめ、県内の会員にも運用のチャンスととらえていただいて参加を期待しています。

北陸3県で持ち回りになりますが、案分して4ヶ月間の運用になると想定しています。

日程の振り分けは、これから本部で検討されます。

ログの提出が義務化されます。交信データを整理され、原則としてハムログで支部に提出、支部でまとめて本部に送付します。

QSLカードは地方本部で印刷する予定になっています。

北陸ハムフェスティバルでの公開運用や各クラブでの運用者の確定など各クラブで検討されてください。  
無線機の受け渡しは原則として手渡し、アンテナや電源は運用者自身が調達することになります。

## 議題（３） 特別局 8J9ONOの運用を終えて

大野アマチュア無線クラブ 代表 松野さんから報告を頂きました。

今年、平成26年7月1日で大野市は市制60周年を迎えました。

これに関連して平成26年4月1日～平成27年3月31日（1年間） 開設した。

大野市との姉妹都市、愛知県岩倉市、茨城県古河市、災害時協定を締結している黒部市に移動運用、さらに兵庫県南あわじ市（友好都市）に移動し南あわじ市のハムと交流を行った。

3月には古河クラブ員12名が大野市来られて懇親会を開きました。

期間中で、約110,000局と交信、大きな成果を上げました。

詳細は県支部ホームページ：`記念局情報→8J9ONO→運用情報を参照。

## 議題（４）の（Ａ） 福井ハムアカデミーの実施

ホームページで掲載の通り、「福井ハムアカデミー上級講習会」がJARLの90周年会員増強事業に採用されました。

講師をされるJA9BOH前川副会長から報告を頂きました。

明日、4月26日（日）が開講日で毎月一回のペースで一年間継続する予定です。

受講料、教材費は一切無料で国家試験の合格を目指して講習を行います。

現在の申込者は14名になっています。

現在は、4、8、12月期と年3回国家試験が実施されています。

これからの受験対策に、まだ間に合いますから、これからでも多数の受講を望みます。

----- 12時10分 13時に再開するとして休憩になりました。-----

## 議題（４）の（Ｂ） クラブ移動運用（アワード支援）

これまでは、県支部アワードの発行部数を増加と県支部（9エリア）のアクティビティ向上を願って、県内各地からの移動運用を検討していました。

議題2で話し合われた特別記念局8J90Yを活用し、この目的に叶うように運用したい。

また、JARL全体のお祭りでもあり、登録クラブに所属しない会員にも運用のチャンスを造りたい。  
移動運用と相乗効果を上げるものが「アワード」です。

JARLでも90周年記念アワードを予定しているようだが、県支部手は「1年限定・8J90Y特別局」で県内9市8町を交信するアワード発行したい。

アワードの内容についてはJA9A0B銅子さんにお問い合わせしました。

#### 議題（４）の（Ｃ） 夏休み 親子ラジオ制作教室

例年おこなってきた「親子ラジオ教室」を開催できるかどうかを検討しました。

「青少年科学心の向上」・「将来はアマチュア無線」の愛好者に育てるとの大義があるが対象となる「こどもさん」を募集すること自体に困難がつきまとう問題あり、講師や複数のサポーターを依頼することの努力が必要になる。

前回の代表者会議では実施に向けて開催の方向で話し合われましたが、頼みとしていた福井大学クラブさんには余力がなくやむなく頓挫することになりました。

また残念な事に、この会議の２日後に福井大学クラブか登録クラブの登録辞退を申告されました。

#### 議題（４）の（Ｄ） 北陸ハムフェスティバルの実施

期日は８月３０日（日）に予定されていまして、嶺北各地の会場を当たりました。

予約できているのは、坂井市にある「福井県総合グリーンセンター」と同じ坂井市の「道の駅さかい」にある坂井地域交流センター「いねす」です。

大きな違いは、県の公共施設ではメーカー宣伝や販売ができないことです。

参加者人数が２００～３００と多く見込まれるならグリーンセンターが広くて家族ぐるみで楽しめる。

参加者人数が１００程度なら「いねす」で充分と考える。

会議では、「いねす」と決まりました。

少しでも多くの参加者を望むなら、抽選会を行うことも検討すべきとなった。

会場を再度確認して、多くの会員が参加できるよう再検討する。

会員が関心を持つような講演会で話が聞けたらよい。

メーカーの展示やジャンク市などあったらよい、等々の意見が出ました。

本部長からは、「総務省の電波監視車の展示ができるので見学して欲しい」との話がありました。

会場責任者として JA9JXC 大橋 勲さんを推挙し、準備に当たることにしました。

#### 議題（４）の（Ｅ） アンテナ講習会

前回の会議で予定に上げたところ思いの外、反響が有り、要望が多いことを知りました。

講習会の窓口を広げることにします。

受講料は無料。 講師は JA9CD 柳原。

初日 講習で作るアンテナの作り方説明会。定員は会場の限度。

解説書の配布と材料の入手や工作方法を解説する。

翌日 工作実習。定員 10 名

材料購入と組み立て講習。材料代 実美 ¥4800.- で斡旋する。

日時 会場は未定。 8 月 30 日 北陸ハムフェスティバル会場にて募集の予定。

#### 議題（５） 登録クラブの現況と活動について

予定の時間を大きく過ぎましたが、次の議題は割愛しました。

#### 議題（６） J A R L に対する要望など、その他

次の議題を予備彼染ましたが、発言者はありませんでした。



会議の風景3 講習会用アンテナの動作確認

#### 県支部の情報交換について

支部では登録クラブ間の連絡のためメーリングポスト（ML）を開設しています。

アドレスは、[jarl\\_fukuiken24@freeml.com](mailto:jarl_fukuiken24@freeml.com) です。

クラブ間の情報交換や支部からの連絡、会議、集会の案内などを、MLを通じて行なう事で申し合わせができています。

時々、新着メールが届いていないか、パソコンの電源を入れてご確認をお願いします。登録クラブで、まだ加入されていない方は、支部長に連絡して下さい。

支部長の個人アドレスは [ja9cd@hokuriku.me](mailto:ja9cd@hokuriku.me) です。

## 旅費に関する内規

旅費の支払い対象となる案件に於いて旅費計算の基準を下記のとおりとする

1. 役員旅費規定(以下「規程」という)第 11 条において、各支部での旅費の支給は規定に準じて各支部で別に定めることになっているが、明文化された定めがないため、「北陸地方本部で定めた旅費規程」を準用することにする
2. 規定第 6 条の 3 において、30km 以内の交通費は片道 600 円とし、第 8 条において日帰り出張は交通費の実費を支給するとしていることから、日帰り出張について下記のとおりとする
  - (ア) 2km 以内は徒歩にて移動するものとし交通費は支給しない
  - (イ) 2km を超える交通費は実費とするが、移動区間に適用できる公共交通機関の運賃が片道 600 円を下回る場合は片道 600 円支給する
  - (ウ) 実費の計算は、旅程における JR 運賃を基本とし JR がなく私鉄等の運行がある場合はこれを適用するただし、当分の間 JR 特急は利用しない。
  - (エ) 前項において複数の手段の利用が可能な場合は選択肢のうち安価な方を適用する
  - (オ) 自宅から最寄り駅、目的地から目的地の最寄り駅の区間の距離がそれぞれ 2km 以内の場合は上記に準じて当該区間の交通費は加算しない
  - (カ) 前項において当該区間が 2km を超える場合は、旅費の支払いを受ける者からの申告によりバス等の費用を加算することができるものとする
  - (キ) 県をまたぐ移動の場合は特急料金(新幹線料金含む)を支払えるものとするただし、当分の JR 特急は利用しない。
3. この定め適用が困難な案件が発生した場合は、支部長の裁定によるものとし、必要に応じて本内規を見直すものとする
4. 本内規の制定、廃改定は、支部役員会の合意により効力を発するものとする

制定 平成 27 年 3 月 15 日

附則 本内規の適用開始時期は平成 27 年 4 月 1 日とする